

高齢者福祉

高齢者に関する相談窓口

平塚市高齢者よろず相談センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する公的機関です。ご相談内容に応じて、必要なサービスや制度、関係機関の情報提供や紹介をします。高齢者本人からだけでなく、家族、近隣に暮らす方などからも、高齢者に関する相談を受け付けます。まずはお電話でご相談ください。

平塚市高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）

相談はお住まいの地区の高齢者よろず相談センターへ

名称	所在地	電話番号	FAX	地区
あさひきた	根坂間 218-7	30-3611	30-3622	旭北（日向岡・公所・河内・纏・徳延・根坂間）
あさひみなみ	高村 203-13-104 （高村団地）	31-4932	31-4954	旭南（出縄・万田・高根・山下・高村）
おおすみ	岡崎 6130	51-6433	51-6435	城島（大島・小鍋島・下島・城所） 岡崎（岡崎・ふじみ野）
倉田会	東真土 4-4-31	53-1930	53-1925	四之宮（四之宮）、八幡（西八幡・東八幡）、 真土（西真土・東真土）
ごてん	御殿 2-17-42 （平塚特別養護老人ホーム）	31-6957	34-9276	中原（御殿・中原1丁目、2丁目、3丁目 20～26番） 南原（南原）
サンレジデンス湘南	田村 2-11-5	54-7009	54-7026	田村（田村）、横内（横内）、大神（吉際・大神）
とよだ	南豊田 85-1	36-2501	36-6151	金田（寺田縄・入野・長持・飯島・中原下宿） 豊田（豊田平等寺・南豊田・東豊田・豊田打間木・ 豊田小嶺・豊田宮下・豊田本郷・北豊田）
ひらつかにし	金目窓口 南金目 880-103号室	59-5544	73-5998	金目（広川・千須谷・片岡・南金目・北金目・真田）
	土沢窓口 土屋 2198-7	73-5848	58-6918	土沢（土屋・上吉沢・下吉沢・めぐみが丘）
富士白苑	唐ヶ原 1	61-5050	61-2210	なでしこ（唐ヶ原・撫子原・黒部丘 10～30番・ 花水台・虹ヶ浜 13～24番） 花水（桃浜町・龍城ヶ丘・八重咲町・松風町・ 黒部丘 1～9番・袖ヶ浜・虹ヶ浜 1～12番・ 董平）
ふじみ	中里 11-17SSビル1階	30-5010	30-5011	富士見（桜ヶ丘・上平塚・達上ヶ丘・諏訪町・中里・ 富士見町・豊原町・平塚）
まつがおか	東中原 2-2-59	35-4465	35-8865	松が丘（東中原・新町・大原・中原 3丁目 1～19番）
みなと	夕陽ヶ丘 55-14	73-5422	73-5423	港（高浜台・夕陽ヶ丘・千石河岸・札幌町・幸町・ 代官町・久領堤）
ゆりのき	立野町 31-20 （栗原ホーム）	33-2334	35-6038	崇善（立野町・見附町・錦町・浅間町・紅谷町・ 明石町・宮松町・宮の前・宝町・追分） 松原（老松町・八千代町・天沼・堤町・中堂・ 榎木町・馬入本町・馬入・長瀬・須賀）

高齢者福祉

広告

福祉 MAP7図 B-4

介護のことならお気軽にご相談ください

グループホームしん すみれ荘

家庭的な雰囲気の中で1日を楽しみ、尊厳のある生活を送れるような施設づくりを目指しています。

■平塚市董平9-29-2
 ■TEL:0463-75-9420 ■FAX:0463-75-9421
 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
 介護保険事業所番号 No.1492000136



介護保険

問 介護保険課 ☎21-8790

介護保険制度は40歳以上のすべての方が加入して、介護を社会全体で支える制度です。

介護サービスを受ける

寝たきりや認知症で介護が必要になったり、日常生活での支援が必要になった場合には、介護保険課に要介護（要支援）認定の申請をしてください。要介護（要支援）の認定に基づいて、介護支援専門員（ケアマネジャー）などが介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスが利用できるようになります。

要支援・要介護の方が利用できるサービス

要支援の方は要介護度が上がらないように、介護予防サービスが利用できます。要介護の方は、状態の維持・改善が図られるよう介護サービスを利用できます。要介護度によって、利用できるサービスが異なりますので、詳しくは、**介護保険課**にお問い合わせください。

居宅サービス

自宅で自立した生活を送るために、訪問や通所で受けるサービスです。

●訪問サービス

自宅に訪問してもらって入浴などの身体介護やリハビリテーションなどを受けるサービスです。

●通所サービス

デイサービスセンターなどに通って、介護やリハビリテーションを受けるサービスです。

●短期入所サービス

短期間、施設に入所するサービスです。

●地域密着型サービス(原則、平塚市民の方が対象です)

できる限り住み慣れた地域で生活できるように、365日・24時間体制で支えるサービスです。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などがあります。

●その他のサービス

その他、福祉用具の貸与、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給などのサービスがあります。

施設サービス

「要介護」と認定された方で、在宅での生活が困難な方は、施設に入所することができます。特別養護老人ホーム(原則、要介護3以上)、介護老人保健施設などがあります。

健康長寿チャレンジひらつか

問 地域包括ケア推進課 ☎20-8217

介護予防とは「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。平塚市では、介護予防に資する事業の総称として「健康長寿チャレンジひらつか(略 健康チャレンジ)」という言葉を使用し、市民の方が楽しく健康長寿に向けて挑戦することで、いつまでも元気でいられるよう取り組みを進めています。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、基本チェックリストにより対象者と判定された方(以下「事業対象者」という)や要支援認定を受けた方等が対象となる『介護予防・生活支援サービス事業』と65歳以上のすべての方が利用できる『一般介護予防事業』で構成され、高齢者の日常生活の自立や介護予防について、支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

事業対象者および要支援認定者等を対象に、従来介護予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。また、これに加え、ボランティアによる支援など、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供します。

一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に①地域住民等が開催している通の場(サロン)等を支援していきます。また、②健康教室・フレイルチェック測定会(加齢により心身の活力が低下したフレイル状態の気づきを促す場)等を開催します。

(②は問 保険年金課 ☎72-7266)

高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスは、おおむね65歳以上の方を対象にしたサービスです。身体の状態や生活の状況により、利用できるサービスが異なりますので、それぞれの窓口にご相談ください。

- 申請窓口 「よろず」は高齢者よろず相談センター
「居宅」は居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)
「高齢」は高齢福祉課

3つの見守り事業

地域での見守りに加え、状況に応じた3種の見守りサービスを行います。

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	申請窓口			対象者・内容
	よろず	居宅	高齢	
在宅時緊急通報システム	●	●		おおむね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯で救急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常注意を要する方に緊急通報システム用機器を貸し出します。機器やペンダントなどの非常ボタンを押すだけで受信センターの看護師や相談員につながります。また、センサーにより、在宅時の安否確認を行います(利用者負担あり)。
お話し見守りケータイ	●	●		おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、または日中独居高齢者世帯に携帯型緊急通報機器と人感検知センサーを貸し出します。自宅内外での急病時に簡単な操作で連絡することができ、体の不調などの健康相談が24時間いつでも可能です。万が一のときは警備員が自宅へ駆け付けます。センサーにより自宅で動けない状態を検知し安否確認を行います(利用者負担あり)。
認知症等行方不明SOS平塚	●	●	●	認知症等によりひとり歩きの恐れがある高齢者が行方不明になった場合に、協力機関(タクシー会社・郵便局・薬局・FM湘南ナパサ等)へ情報を提供し、保護を呼びかけます。利用にあたっては事前登録が必要です。また、高齢者が行方不明になったときに早期に見られるよう、GPS機能付きの探索機器を貸与します(機器の貸与は利用者負担あり)。機器には利用者が交通事故等によって法律上の損害賠償責任を負った際に金銭の補償をする保険「日常生活賠償補償」、介護する家族向けの電話相談サービスが付帯されます。

困ったとき

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	申請窓口			対象者・内容
	よろず	居宅	高齢	
訪問理容・美容サービス			●	65歳以上の在宅高齢者で、要介護3～5に認定され、かつ寝たきりの状態にある方、または身体障がい者手帳で1・2級の区分である方の自宅に訪問し、理容・美容サービスを提供します(利用者負担あり)。
ふとん乾燥・丸洗い	●	●		疾病等によりふとんで過ごす時間の長い一人暮らしなどの高齢者(65歳以上)のふとんをお預かりし、乾燥または丸洗いをします(利用者負担あり)。
軽作業代行	●	●		市県民税非課税世帯の一人暮らしなどの高齢者(65歳以上)で、親族等の協力が得られない方に、単発的に非日常的な掃除や草むしりなどの軽作業を代行します(利用者負担あり)。
高齢者通院介助	●	●		一人暮らしなどの高齢者(65歳以上)で、親族等の協力が得られない方の通院の付き添いを支援します(利用者負担あり)。
生活管理指導の短期宿泊	●			要介護認定で非該当と認定された方で、一時的に養護の必要がある場合に、市内の養護老人ホームなどに短期宿泊して日常生活の指導・支援が受けられます。期間は最長60日です(利用者負担あり)。
家族介護者支援短期入所事業	●	●		介護者の疾病などで、やむを得ず介護保険サービスの支給限度額を超えて短期入所を利用しなければならない場合に、介護保険を利用したときと同程度の負担額で利用できるような支援します。期間は最長60日です。

介護者のために

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	対象者・内容
介護用品の支給	同居家族を含む全員が市県民税非課税の世帯で、「要介護5」の高齢者を在宅で介護している家族に、紙おむつなどの介護用品を支給します。
家族介護教室	介護をしている家族や介護に関心のある方を対象に、介護の知識・技術や介護者のための腰痛予防の運動、介護者同士の交流、リフレッシュを目的とした教室を開催します。

広告



ESCORT エスコート
高齢者住替え相談センター

平塚市平塚1-22-25 YGビル3F(MAP⑦B-3)
https://escort-ygo.com/

携帯はこちら



身元保証人、家の売却、引越しも

0120-957-239 完全予約制
【受付時間】8:30~17:30(365日)

高齢者生きがいづくり

ひらつか元気応援ポイント事業

問 平塚市社会福祉協議会 ☎33-3100

市内の介護保険施設や子どもの施設などで活動するとポイントが付与され、ポイントを換金できる「ひらつか元気応援ポイント事業」。新たな発見や生きがいを見つけに、皆さんの元気を活かしてみませんか。

▶対象 平塚市に介護保険料を納めている平塚市在住の65歳以上の方

▶参加方法

- ①福祉会館などで行われる説明会に参加
説明会参加申込は平塚市社会福祉協議会へ
- ②指定の施設で行事のお手伝いや、高齢者の話し相手、お手玉などの伝承遊び、花壇や畑のお手入れなどの活動をする
- ③1時間の活動で1ポイント付与(1日2ポイントまで)

▶ポイント交換

1年間の活動で、ポイントに応じて換金または、ひらつかスターライトマネーと交換できます。

ゆめクラブ(老人クラブ)

問 ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会) ☎36-7227

生きがいや地域との交流を深めるため、活動しています。市内各地域には多数のゆめクラブ(単位老人クラブ)があり、多くの方が加入し社会奉仕活動・レクリエーション活動・趣味の作品展示・スポーツ大会など、さまざまな活動を行っています。

▶対象者 市内にお住まいのおおむね60歳以上の方

▶会費 年間1,500円程度

▶所在地 追分1-43(福祉会館)

MAP②B-1

平塚市生きがい事業団

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人です。市内在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、事業団の会員になることができます。事業団から屋内外の軽作業、技能・教育、事務補助、家事援助などの仕事を希望する会員に提供します。

▶所在地 西八幡1丁目3番2-2号

MAP⑦C-1

(平塚市高齢者技能センター内) ☎33-2335

●生きがい事業団をご利用ください

家事援助、除草などの庭の手入れ、施設管理、屋内外清掃、事務など安価でお引き受けします。企業、個人を問わずお申し込みいただけます。お気軽にご相談ください。

こんなときは?

判断能力が落ちてきたとき

認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、生活を支援するため民法上で定められた成年後見制度があります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービスなどの契約等を行い本人の生活を守ります。また法定後見には後見・保佐・補助の3つがあり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

▶利用方法

本人、配偶者、四親等内の親族等による家庭裁判所への申し立て(身寄りがいないなど申し立てできる親族等がない場合は市長が申し立てを行うことができます。)

▶相談窓口

高齢者よろず相談センター、高齢福祉課または成年後見利用支援センター

高齢者への虐待を見つけたとき

暴力、無視などの嫌がらせや本人の金銭を勝手に使う、使わせないなど、虐待かなと思ったときや、介護が大変そうな養護者を見つけたらご連絡ください。なお、通報していただいた方の秘密は守ります。

▶相談窓口

高齢者よろず相談センターまたは高齢福祉課
関連情報はP51。

町内福祉村

市内の18の地域には、地域の人々が身近なところで助け合い、支え合う「町内福祉村」があります。「話し相手がほしい」「電球の交換を手伝ってほしい」など、一人暮らしのお年寄りなどが抱える日常生活でのちょっとした困りごとの支援などを行っています。各拠点には相談を受ける地域福祉コーディネーターが常駐し、地域で募集した「福祉村ボランティア」が支援・交流活動を行っています。

町内福祉村一覧はP71。

ボランティアセンター

問 ボランティアセンター(福祉会館) ☎33-0007

福祉のボランティア活動を始めたい方や、助けが必要な方の相談を受け、専門のスタッフが活動を紹介しています。

また、ボランティアについて各種講座を開催しています。市内の学校や各種団体への福祉教育も行っています。

子育て・教育

子育て支援センター/つどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、交流する場です。また、常駐の子育てアドバイザーが子育ての不安や疑問に関する相談をお受けします。祝日・12/29～1/3はお休みです。

●子育て支援センター ☎34-9076

- 南豊田381(豊田分庁舎)
- 月～金曜日、午前10時～午後3時

●つどいの広場もっこ ☎21-0995

- 明石町8-3(新宿公園南東隣の建物1階)
- 月～金曜日、午前10時～午後4時

●つどいの広場きりんのうち ☎21-3141

- 四之宮2-18-26(マックスバリュ平塚四之宮店2階)
- 月～金曜日、午前10時～午後4時

●つどいの広場どれみ ☎50-5525

- 公所868(西部福祉会館)
- 月・火・木～土曜日、午前10時～午後4時

●つどいの広場ほけっと ☎74-5680

- 夕陽ヶ丘22-3(港こども園3階)
- 月～水・土・日曜日、午前10時～午後4時

●つどいの広場ここにくらす ☎73-7555

- 北金目2-25-8(金目おむすび保育園1階)
- 火～木曜日、午前10時～午後3時

赤ちゃんに絵本をプレゼント ブックスタート

問 中央図書館 ☎31-0428

赤ちゃんとの絵本の楽しみ方を伝え、ブックスタートパック(絵本1冊とブックリストなどのセット)を無料でプレゼントしています。対象は市内在住の赤ちゃんと保護者。



無料でプレゼント

ファミリー・サポート・センター

問 ファミリー・サポート・センター ☎34-7844

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助をしたい方(支援会員)からなる、相互に助け合う会員組織です。保育所・幼稚園が始まる前や終了後に子どもを預かるほか、各施設への送迎などの援助活動をしています。利用には会員登録が必要です。

●依頼会員が支援会員に支払う料金(子ども1人あたり)

時間帯	費用
月～金曜日の午前7時～午後7時	1時間700円
月～金曜日の上記以外の時間	1時間900円
土・日曜日、祝日、年末年始の終日	1時間900円

※援助活動時間は原則午前6時～午後10時です。
※食事・おやつ・おむつのほか、支援会員の交通費などの実費は、別途お支払いいただきます。

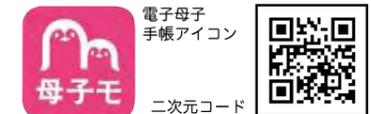
妊婦のための支援給付金

問 健康課 ☎55-2111

妊娠届出等を行った妊婦に対し、経済的支援を実施しています。申請手続きなどの詳細は、市ウェブをご覧ください。

イベントや予防接種を管理 電子母子手帳アプリ

パソコンやスマートフォンに子育てイベントや予防接種、健診などの情報が届き、成長記録にも使える簡単便利な無料アプリです(通信料は利用者負担)。



電子母子手帳アイコン
二次元コード

神奈川県 電子母子手帳 検索

放課後児童クラブ(学童保育)

問 青少年課 ☎71-5950

放課後児童クラブでは、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生をお預かりして、放課後の子どもたちの安全と保護者の安心をお手伝いしています(有料)。入所を希望する方は、最寄りのクラブにお問い合わせください。

※令和7年10月1日現在の情報です。最新の情報は、ウェブでご確認ください。

学童名	所在地	電話番号	小学校区
そうぜん第1放課後児童クラブ	明石町15-19	23-8104	崇善小
そうぜん第2放課後児童クラブ			
にしき放課後児童クラブ	錦町5-17	72-8213	崇善小
みやのまえ放課後児童クラブ	宮の前9-38 桜ビル	080-4332-2683	崇善小
まつばら放課後児童クラブ	天沼7-8(松原分庁舎)	23-7727	松原小
サン・キッズ湘南第1学童保育室	中堂8-10(サン・キッズ湘南敷地内)	23-7784	松原小、崇善小
サン・キッズ湘南第2学童保育室	天沼7-1メゾン武井A-3	20-5970	松原小
みなと児童クラブα	夕陽ヶ丘22-3(3階)(港こども園)	24-0458	港小
みなと児童クラブβ	夕陽ヶ丘22-1(港小)	79-5656	港小
みなと児童クラブγ	夕陽ヶ丘55-10	86-3220	港小
花水さくら児童クラブ	龍城ヶ丘5-24(花水小隣地)	35-4051	花水小
(社)湘南キッズ	董平12-54	57-8686	花水小、港小
(社)湘南キッズ第2			
はなみず児童クラブ	董平8-24(2階)	63-0325	花水小、なでしこ小
すみれ児童クラブ	董平2-7(1階)	67-9595	花水小
つくし児童クラブ	董平2-7(2階)	67-6327	花水小
なでしこ第2児童クラブ	花水台42-1(なでしこ小)	68-8287	なでしこ小
なでしこ児童クラブ	董平8-24(1階)	35-3158	なでしこ小、花水小
富士見第1学童クラブ	中里10-1(富士見小)	31-6612	富士見小
富士見第2学童クラブ			
旭学童保育会第1	河内1-3-15	68-7559	旭小
旭学童保育会第2	河内1-4-1(旭小)	68-3069	旭小
大野小学校区放課後児童クラブ	東真土2-1-1(大野小隣地)	53-2642	大野小
サンキッズさきとり学童保育	四之宮4-10-7(前鳥神社敷地内)	65-0414	大野小、真土小
中原小学校区放課後児童クラブ	御殿2-8-9(中原小)	070-1047-4675	中原小
豊田小学校区放課後児童クラブ	南豊田381(豊田分庁舎)	68-6990	豊田小
こどもクラブ・サクラはうす	田村8-2-22	55-4155	神田小
神田相模児童クラブ	田村6-1-1(神田小)	54-6771	神田小
わくわく大神美里学童クラブA	大神5-12-1(大神美里幼稚園)	54-7233	相模小
わくわく大神美里学童クラブB			
城島れんげ学童クラブ	小鍋島621-1(城島分庁舎)	72-7311	城島小

広告

「ひらつか」の地域とともに68年。「本人中心」の理念で、障がいのある方の「生活のよここび」「働くよここび」と、保育園、学童保育の子どもたちの「のびのびと健やかに育つよここび」とをとおして、一人一人の幸せづくりを目指しています。

社会福祉法人 進和学園 平塚市万田二丁目12番22号(本館) [MAP 3D-4] ☎0463-32-5325
詳しくは進和学園HPをご覧ください <http://www.shinwa-gakuen.or.jp>

進和万田ホーム・進和やすらぎホーム・進和あさひホーム・はばたき進和・しんわネットササ・サンメッセしんわ・しんわやえくぼ・しんわグループホーム・ピーライトしんわ・しんわプライド・サンシティひらつか

いずみ保育園【③D-4】・富士見保育園【⑦A-3】
しらゆり保育園【②A-1】
つどの広場とれみ【③D-2】

勝原学童保育会(第1・第2)・旭学童保育会(第1・第2)

ともじショップ湘南平・ホットケーキパーラー「湘南リトルツリー」【③D-5】
<https://shonanlittletree.wixsite.com/home>

詳しくはP90

学童名	所在地	電話番号	小学校区
わくわく美里学童クラブA	下島824(美里・柿の実こども園)	55-8080	横内小、城島小
わくわく美里学童クラブB			
伸生会 岡崎っ子クラブ	岡崎3430(岡崎小)	070-1046-9909	岡崎小
伸生会 岡崎っ子クラブ2nd	岡崎3430(岡崎小)	070-1046-9913	岡崎小
(社)湘南キッズ金田学童	入野514(金田小)	080-6679-2571	金田小
金田ぶらす	寺田縄1033-4	070-9112-3437	金田小
ひまわり学童	上吉沢465(吉沢小)	59-5525	吉沢小、土屋小
第一金目コミュニティクラブ			
第二金目コミュニティクラブ	北金目2-9-24(金目保育園)	58-1882	みずほ小、金目小
第三金目コミュニティクラブ			
伸生会 金目っ子クラブ	南金目911	070-4206-3995	金目小
伸生会 金目っ子クラブ2nd	南金目1078-8	070-1046-9720	金目小、みずほ小
やわた子ども村「やわたのいえ」a	東八幡3-8-1(八幡小)	23-8867	八幡小
やわた子ども村「やわたのいえ」b			
やわた子ども村「やわたのいえ」c	東八幡3-12-9 イースト湘南2-A		
サン・キッズ南原学童保育室	南原1-18-1	34-2415	南原小
真土学童クラブ	西真土4-3-1(真土小)	55-7690	真土小
こひつじ学童クラブ第2A	四之宮2-14-26	20-8912	真土小、大野小
こひつじ学童クラブ第2B			
サン・キッズ松が丘学童ほいくしつ	東中原1-12-2(松が丘小)	53-1693	松が丘小
こひつじ学童クラブ第1	中原3-16-29	36-0669	松が丘小、中原小、大原小、豊田小
勝原学童保育会第1	高村45(勝原小)	32-5318	勝原小
勝原学童保育会第2			
松延児童クラブα	纏3-21-2(松延小隣地)	36-6224	松延小
松延児童クラブγ			
松延児童クラブβ	河内2-15-26	63-0121	松延小
山下学童保育会	山下3-24-8	34-1068	山下小
おおはら放課後児童クラブ	中原2-1-63-101	34-7348	大原小

仲間づくり

問 青少年課 ☎71-5950

ジュニア・リーダーズクラブ

中学生から高校生で構成され、地域活動で活躍できるよう必要な知識や技術を習得し、資質の向上に努めています。さまざまな青少年関係団体活動への参加を通して自己を鍛え、明るいまちづくりに役立つことを目的に活動しています。

広告

軽費老人ホーム・保育園・放課後児童クラブ

いつまでも自由で気ままな生活を
今を頑張るお母様とこどもの成長を
応援します!

社会福祉法人 真幸会
〒254-0807 平塚市虹谷町12-22-4F
TEL 0463-71-5910 [MAP 2図B-4]

ケアハウス湘南の里 平塚市万田2-38-1
松延児童クラブα・β・γ 松延小学校区

真土すばる保育園 平塚市西真土3-22-39
みなと児童クラブα・β・γ 港小学校区

湘南みらい保育園 平塚市徳延1-10-8
神田相模児童クラブ 神田小学校区

湘南きらら保育園 平塚市西真土1-2-16
花水さくら児童クラブ 花水小学校区
GATE 平塚市新町7-15

花水さくら保育園 平塚市花水台10-21
山下みらい児童クラブ 山下小学校区
つどの広場 ほけっと 平塚市夕陽ヶ丘22-3-3F

幼稚園・保育所・認定こども園

幼稚園

問 学務課 ☎35-8118 保育課 ☎21-9612

学校教育法に基づく、満3歳から小学校入学前までの幼児を教育する施設（市立幼稚園は、小学校入学前2年間の保育です）です。

中途入園を希望する方は、直接各幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園の連絡先と所在地はP74、75

※令和8年度末でひばり幼稚園は閉園となります。

保育所

問 保育課 ☎21-9612

保護者が仕事や病気などの理由でお子さんの「保育が必要な事由」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育所の連絡先と所在地はP73、74

認定こども園

問 保育課 ☎21-9612

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

認定こども園の連絡先と所在地はP74

※「幼児教育・保育の無償化」については、市ウェブをご覧ください。

二学期制

問 教育指導課 ☎35-8120

市内のすべての市立幼稚園、小・中学校で二学期制を導入しています。

小・中学校

問 学務課 ☎35-8118

入学

小学校は入学する前年の9月に就学時健康診断通知書を、また1月に小・中学校への入学通知書を保護者に郵送しています。私立や国・県立の小・中学校へ入学するときは、入学承諾書をお持ちの上、学務課で手続きしてください。

転校

市内の小・中学校に転入するときは、新しい住所地への住所異動の手続きの際に在学していた学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちになり、転校の手続きをしてください。お住まいの住所によって学校を指定します。学区については、学務課にお問い合わせください。市外の小・中学校へ転校するときは、新しい住所地への住所異動の手続きをするとともに、在学していた学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取り、転出先の教育委員会

外国籍の方へ

外国籍のお子さんで、市立小・中学校への入学を希望する場合は、学務課にお申し出ください。

義務教育費にお困りのとき

市立の小・中学校または平塚市に在住し県立中等教育学校(前期課程)に通学するお子さんがいる家庭で就学に必要な費用にお困りのときは、その費用の一部を援助する制度があります。就学している学校または学務課へご相談ください。

●対象となる経費

学用品・通学用品費、修学旅行参加費、林間学校参加費、給食費、医療費(特定の疾病に限る)、小・中学校への新入学の学用品費など

就学猶予と免除

心身の障がいなどで就学するのが困難なお子さんは、入学を延ばしたり、免除したりすることができます。学務課にご相談ください。

修学支援金制度

勉学に意欲的で、高等学校などにおいて修学することに経済的支援が必要な方に支援金を支給します。

- ①平塚市に居住し、住民登録がされており、高等学校などに進学すること
- ②経済的支援が必要なこと
- ③返還義務のない奨学金その他これに類するものの支給を受けていないこと(教育委員会が定めるものを除く)
- ④生活保護法に掲げる生業扶助の支給を受けていないことが、支給の条件となります。

教育相談・就学相談

問 子ども教育相談センター ☎36-6013

子ども教育相談センターでは、子育ての心配や不安、学校生活での心配、不登校など心理的な悩みや発達に関する相談、就学の相談を受けています。

- 来所相談 月～金曜日の午前10時～午後5時(予約制)
- 電話相談 月～金曜日の午前9時～午後5時

青少年相談室

問 青少年相談 ☎34-7311

ヤングテレホン(青少年専用) ☎33-7830

青少年の心配や不安、悩みについて、家族や本人からの相談を受けています。

- 来室相談 月～金曜日の午前10時～午後5時(予約制)
 - 電話相談 月～金曜日の午前10時～午後5時
- メール、手紙(青少年本人のみ)による相談も受けています。

選挙

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎21-8795

選挙人名簿

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録される必要があります。

選挙人名簿に登録されるには、満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続いて3カ月以上住民基本台帳に登録されていることが条件になります。なお、この名簿に登録されると、死亡、転出など登録資格に異動がない限り、登録が抹消されることはありません。

投票の方法

有権者の方には、投票所入場整理券をお送りします。もし紛失したり忘れたりした場合でも、選挙人名簿に載っていれば投票できますので、投票所で申し出てください。また、事情により次のような投票方法があります。

●期日前投票・不在者投票

仕事の都合や旅行、病気などで投票日に投票所へ行けない方は、選挙の公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票ができます。また、指定施設などに入院、入所して投票所に行けない方は、施設内で不在者投票ができます。

●郵便投票

一定の要件を満たしている場合は、在宅のまま郵便で投票できます。詳細は、下記「郵便投票」をご覧ください。

●代理投票

身体の障がいなどで自書できない方は、投票所で申し出れば代理投票できます。

●点字投票

目の不自由な方は、投票所で申し出れば点字で投票できます。

郵便投票

身体障がい者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方(○印の該当者)、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は郵便による不在者投票ができます。

●身体障がい者手帳

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹または移動機能の障がい	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	○	-	○
免疫・肝臓の障がい	○	○	○

●戦傷病者手帳

障がい名	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢または体幹の障がい	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	○	○	○	○

●介護保険の被保険者証

要介護状態区分
要介護5

代理記載制度もあります

郵便による不在者投票をすることができる方(左記参照)で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障がいのある方(○印の該当者)は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限ります。)に投票に関する記載をしてもらうことができます。

●身体障がい者手帳

障がい名	障がいの程度
	1級
上肢または視覚の障がい	○

●戦傷病者手帳

障がい名	障がいの程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢または視覚の障がい	○	○	○

※投票に先立って郵便投票証明書の交付申請の手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときも、お問い合わせください。